

平成29年度
芦屋市明るい選挙推進協議会
総会資料

日時 平成29年5月19日（金）午前10時～
場所 芦屋市役所 東館3階 大会議室

総 会 次 第

1	開	会	
2	委員委嘱式	委嘱状の付与	(資料1) 1
3	選挙管理委員会委員長	あいさつ	
4	会長	あいさつ	
5	議	事	
	(1)	平成28年度常時啓発事業の実施結果について	(資料2) 2
	(2)	平成28年度選挙時啓発事業の実施結果について	(資料3) 4
	(3)	平成28年度自主会計収入支出報告について	(資料4) 5
		監査報告 6
	(4)	各専門委員会の割り振り	
	(5)	平成29年度常時啓発事業の実施計画(案)について	(資料5) 7
	(6)	平成29年度選挙時啓発事業の実施計画(案)について	(資料6) 9
	(7)	平成29年度自主会計収入支出予算(案)について	(資料7) 10
6	意見交換		
7	閉	会	

平成28年度常時啓発事業の実施結果

事業項目	事業内容
1 諸会議の開催	<p>明推協総会 ① 日 時 5月19日午前10時～12時</p> <p>常任委員会 ① 日 時 2月28日午前10時～12時</p> <p>広報委員会 ① 日 時 6月15日午前10時～12時</p> <p>② 日 時 7月14日午前10時～12時</p> <p>③ 日 時 12月 5日午前10時～12時</p> <p>④ 日 時 3月30日午前10時～12時</p> <p>講演会実施委員会 ① 日 時 6月10日午後 1時30分～3時</p> <p>② 日 時 10月 7日午前10時～12時</p> <p>③ 日 時 11月17日午前10時～12時</p>
2 広報紙啓発事業	<p>広報委員会委員により広報紙に白ばらだよりを掲載し、選挙啓発を行う。</p>
3 啓発ポスター募集事業	<p>市内の小・中・高校から明るい選挙の啓発ポスターを募集</p> <p>募集期間 5月9日～9月9日</p> <p>応募状況 小学校 8校 148点 中学校 6校 394点</p> <p>高 校 3校 32点 合 計 17校 574点</p> <p>審 査 9月11日に審査を行い(特選2名・入選14名・佳作20名)、 特選及び入選作品16点を2次審査(県)へ送付(県入選2名) 県入選作品2点を3次審査(中央)へ送付</p>
4 明るい選挙推進旬間事業	<p>明るい選挙啓発ポスター展</p> <p>11月8日から11月22日まで市民センター空中通路にて36点展示</p> <p>明るい選挙推進大会(リーダー養成研修)</p> <p>11月12日(土)午後2時から市民センター301室にて講演会を開催</p> <p>テーマ「大統領選挙後の日米関係について」</p> <p>講 師 村田 晃嗣 氏(同志社大学法学部教授)</p>
5 市民政治学講座(地域別講演会)	<p>公民館と共催 政治学講座「世界はニュースだけではわからない」をシリーズで開催</p> <p>第1回 1月21日 「アメリカ新政権を読む」 講師 小池 洋次 氏 (参加者 82人)</p> <p>第2回 2月18日 「海を渡った日本の本たち」 講師 栗田 明子 氏 (参加者 78人)</p> <p>第3回 3月18日 「イスラム国(IS)はなぜ生まれたのか」 講師 吉岡 一 氏 (参加者 71人)</p>
6 新成人等啓発事業	<p>18歳～20歳の誕生日に届くように星座のイラスト入りバースデーカードと啓発冊子を送付。</p> <p>成人式(1月9日)にメッセージチラシと啓発資材を配布</p>
7 阪神7市1町明推協連合会事業	<p>企画委員会4月18日, 総会4月28日(西宮市)</p> <p>啓発担当職員研修会2月7日(尼崎市)</p>
8 学校生徒会選挙支援事業	<p>精道小3月3日, 宮川小12月15日, 山手小12月7日, 岩園小12月8日</p> <p>浜風小12月6日, 打出浜小2月22日, 潮見中12月1日, 県立芦屋高6月1日</p> <p>クラーク記念国際高6月23日, 県立特別支援学校7月14日, 2月13日</p>
9 選挙出前授業	<p>県立芦屋高5月25日, 芦屋学園高7月15日</p>

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・介護施設等では、入院・入所者が不在者投票を行うことができません。このとき、投票に立ち会い、投票が公正に行われているかを監視する役割を持つのが投票立会人です。

平成25年1月に、北九州市の特別養護老人ホームで施設長が立会人になった職員と共謀して、入所者の投票用紙に無断で候補者名を書いて投票した事件が起こっています。これを受け同年5月、公職選挙法の一部が改正されました。有権者としての権利を守るため、そして不正投票を防ぐために制度化された「外部

白バラだより・外部立会人制度とは

立会人ですが、あまり利用されていないのが現実です。平成25年の参院選での外部立会人を置いた施設は全国で1割、兵庫県では5%にとどまっています。芦屋市でも市内17施設中1カ所でした。法律で努力義務が定められても、実際に要請するか否かは施設側の判断に任せられています。立会人の人手不足もあり、全ての施設に派遣できていない市町村もあります。指定病院等は積極的に外部立会人を要請し、有権者が安心して投票できる体制づくりに努めてほしいと思います。

芦屋市明るい選挙推進協議会

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎38-2100



白バラだより 18歳・19歳の投票参加について

参議院選挙から

第24回参議院選挙の投開票が7月10日に行われました。今回は、18歳、19歳のおよそ240万人が新たに有権者となりました。投票率は、18歳で51.17%、19歳で39.66%、両者の平均は45.45%でした。全体の投票率54.70%に比べると少し低めですが、前回の参議院選挙での20代の投票率33.37%に比べ、高い投票率となっています。

芦屋市の18歳、19歳の有権者数は1,704人で、投票率は、18歳では59.47%、19歳では48.75%と全国平均に比べ高い投票率となっており、意識の高さがうかがえます。

初めて投票権を得たときに投票すると、以後も投票行動に積極的になると言われます。

当日は、家族で「投票に行こう」と声をかけて一緒に行ったというかたも多かったようです。大人が選挙について前向きな姿勢を示し、親子で考える機会を持ち、先を見据えた主権者教育を積極的に取り入れていくべきではないでしょうか。

芦屋市明るい選挙推進協議会

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎38-2100



白バラだより ご存知ですか？こんな選挙

問い合わせ
選挙管理委員会 ☎38-2100

世界の選挙より

昨年、アメリカ大統領選挙が行われましたね。総得票数はクリントン氏の方が多かったのですが、州ごとの獲得選挙人の数でトランプ氏が上回ったことで当選しました。ある意味、特殊な選挙だと言えるでしょう。

世界を見渡してみると、ちょっと変わった選挙があります。イギリスやスウェーデンなどでは、候補者の名前を連呼しながら選挙カーが走ることはありません。街は、公約のピラが配られるくらいでいつもと変わらず、候補者は、有権者と気軽に議論ができる場所をつくったり、対立候補者

と討論したりするそうです。

タイやフィリピンでは、投票日とその前日はアルコール類の販売や飲酒は禁止されています。また、インドネシアの投票用紙は、候補者全員の顔写真や政党のマーク入りで、そこを釘で突き刺して投票するとか。インドネシアでは投票することを「coblos(突き刺し)に行く」と言うそうです。ただ、この投票方法は2014年から、写真または名前にペンでチェックをする方法になりました。

日本の選挙と比較してみると、意外な日本の姿が見えてくるかもしれません。 芦屋市明るい選挙推進協議会

[資料3]

平成28年度選挙時啓発事業の実施結果

平成28年7月10日執行 参議院議員通常選挙 街頭啓発実施日7月2日

事業項目	事業内容
1 掲示・掲揚物による啓発	<ul style="list-style-type: none">・横断幕，立看板を市内各所に掲示・公用車にボディパネルを掲示・啓発ポスターを公共施設，掲示板に掲示・幼稚園児作成による啓発パネルの掲示（7幼稚園）・阪急バスのフロント幕に掲示・芦屋市ホームページに掲載
2 印刷物による啓発	<ul style="list-style-type: none">・広報あしやに啓発記事を掲載・啓発チラシを郵送配布・公共施設の窓口でチラシを配布・新有権者（18歳，19歳）に啓発冊子を郵送配布
3 街頭啓発	<ul style="list-style-type: none">・JR芦屋駅周辺において投票参加の呼び掛け，啓発資材の配布（明るい選挙キャラクターめいすいくんの着ぐるみを使用）
4 放送等による啓発	<ul style="list-style-type: none">・広報車で市内を巡回しながら投票日の周知，投票参加を呼び掛け

[資料4]

平成28年度自主会計収入支出報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(収入)

単位：円

項目	収入額	内訳
繰越金	153,911	平成27年度からの繰越
協力金	50,000	参議院議員通常選挙協力金
7市1町連合会	40,000	講演会講師謝金(40,000)
雑入	0	預金利子
合計	243,911	

(支出)

単位：円

項目	支出額	内訳	
事業費	92,772	常任委員会費 会議費	0
		選挙時啓発委員会費 会議費	0
		街頭啓発費	0
		啓発パネル費	9,772
		講演会実施委員会費 講師謝礼(7市1町分含)	80,000
		会議費	0
		広報委員会費 会議費	0
会計監査費 会議費	0		
菊寿会総会費 参加費	3,000		
合計	92,772		

収入243,911円 — 支出92,772円 = 残高151,139円

監 査 報 告

平成28年度芦屋市明るい選挙推進協議会の会計について、事前に監査を行った結果を報告いたします。

監査は、芦屋市明るい選挙推進協議会規約第7条第4項の規定に基づき、会計帳簿・その他の関係書類及び銀行預金等照合検査したところ、その結果、収支ともに正当であると認めましたので、ここに報告いたします。

平成29年5月19日

監査委員代表 委 員 名

[資料 5]

平成 29 年度常時啓発事業実施計画（案）

事業項目	実施時期	対象者	内 容
1 諸会議の開催	4 月～ 3 月	明推協委員	総会の開催 常任委員会・専門委員会の開催
2 広報紙啓発事業	4 月～ 3 月	一般市民	市広報紙・ホームページによる啓発 (白ばらだより) 年 2 回
3 啓発ポスター募集事業	5 月～ 9 月	市内小・中・高校生	・ 明るい選挙の啓発ポスターを募集 ・ 明るい選挙啓発ポスター展 (啓発ポスター応募入選作品を市民センターに展示)
4 推進大会事業	未定	一般市民	明るい選挙推進大会を開催
5 市民政治学講座(地域別講演会事業)	1 月～ 3 月	一般市民	政治学講座「世界はニュースだけではわからない」をシリーズで開催(公民館と共催)
6 議会の傍聴	6 月～ 3 月	明推協委員 一般市民	市議会本会議の傍聴
7 新 18 歳等啓発事業	4 月～ 3 月	新 18~20 歳	・ 誕生日に「バースデーカード」と「啓発冊子」を送付
8 阪神 7 市 1 町明推協連合会事業	4 月～ 3 月	選管委員 明推協委員 一般市民	総会, 会議等に参加 地域別講演会, 地域リーダー養成研修の実施 啓発資材の配布
9 学校生徒会選挙支援事業	4 月～ 3 月	市内小・中・高	学校の生徒会選挙における投票箱・記載台等の貸出を行い実際の公職選挙に近い形の選挙を行う。有権者となる前に選挙の大切さを学び若年層の政治・選挙への関心の向上を図る。
10 明るい選挙推進事業	1 1 月～ 3 月	明推協委員	明推協委員の資質向上及び明推協の組織・活動活性化を図る。
11 選挙出前授業	4 月～ 3 月	市内小・中・高	選挙の意義及び仕組みについて、講義形式により 1 時限の授業を行う。

平成29年第2回定例会会議予定表

月日	曜日	会 議	摘 要
6月9日	金	本会議	開会，議会役員選出，質問通告締切日 議案処理（議案説明－委員会付託）
6月10日	土		
6月11日	日		
6月12日	月	建設公営企業常任委員会	
6月13日	火	民生文教常任委員会	
6月14日	水	総務常任委員会	
6月15日	木		
6月16日	金	議会運営委員会	
6月17日	土		
6月18日	日		
6月19日	月	本会議	一般質問
6月20日	火	本会議	一般質問（追加議案）
6月21日	水	本会議（予備日）	
6月22日	木	委員会（予備日）	
6月23日	金		
6月24日	土		
6月25日	日		
6月26日	月		
6月27日	火		
6月28日	水		
6月29日	木	議会運営委員会	
6月30日	金	本会議	委員長報告－採決，閉会

※本議会・委員会を傍聴するには、傍聴券が必要です。

本会議

傍聴席は65席あります。

傍聴券には、会議が開かれる時刻（通常午前10時）の30分前に、市役所議場の傍聴席入口（南館4階）で先着順に渡される一般傍聴券（30枚）と、各会派に割り当てられている議員紹介傍聴券等（35枚）があります。

委員会

大会議室又は委員会室で開きますが、大会議室は18人、委員会室は12人に限り傍聴できます。

原則として議員の紹介で傍聴する制度をとっており、事前に議員に申し出て傍聴券（紹介傍聴券）を入手します。又、議員が使用しない傍聴券を会議開始15分前から市議会事務局で先着順に渡しています。

[資料6]

平成29年度選挙時啓発事業の実施計画（案）

平成29年7月2日執行 兵庫県知事選挙

事業項目	事業内容
1 掲示・掲揚物による啓発	<ul style="list-style-type: none">・横断幕，立看板を市内各所に掲示・公用車にボディパネルを掲示・啓発ポスターを公共施設，掲示板に掲示・幼稚園児作成による啓発パネルの掲示・阪急バスのフロント幕に掲示・芦屋市ホームページに掲載・市民課窓口番号案内システム用ディスプレイに掲載
2 印刷物による啓発	<ul style="list-style-type: none">・広報あしやに啓発記事を掲載・啓発チラシを郵送で配布・公共施設の窓口でチラシを配布
3 街頭啓発	<ul style="list-style-type: none">・J R 芦屋駅周辺において投票参加の呼び掛け，啓発資材の配布（明るい選挙キャラクターめいすいくんの着ぐるみを使用）
4 放送等による啓発	<ul style="list-style-type: none">・広報車で市内を巡回しながら投票日の周知，投票参加を呼び掛け

[資料 7]

平成 29 年度自主会計収入支出予算 (案)

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

(収 入)

単位：円

項 目	収 入 額	内 訳
繰 越 金	151,139	平成 28 年度からの繰越
協 力 金	50,000	兵庫県知事選挙協力金
7 市 1 町 連 合 会	40,000	推進大会講師謝金(40,000)
雑 入	0	預金利子
合 計	241,139	

(支 出)

単位：円

項 目	支 出 額	内 訳
事 業 費	95,000	常任委員会費 0
		選挙時啓発委員会費 15,000
		講演会実施委員会費 80,000
		広報委員会費 0
予 備 費	146,139	
合 計	241,139	

参考：市の直接経費として、推進大会講師謝金 20,000 円を別途予算化。

芦屋市明るい選挙推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、芦屋市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）と称す。

(目的)

第2条 協議会は、民主政治の基盤である選挙が、選挙人の自由に表明する意志によって、公正に行われるように、市民の政治意識の高揚に努め、投票率向上及び明るい選挙の達成を強力に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、芦屋市選挙管理委員会と緊密な連絡を保ちながら、次の事業を行う。

- (1) この運動の有効適切な諸事業の企画と実施
- (2) この運動に伴う諸方策の調査と研究

(構成)

第4条 協議会は、社会教育団体、芦屋市の各機関の関係者、学識経験者及び選挙啓発に関心のある市民の委員をもって構成する。

2 前項の委員は、芦屋市選挙管理委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項の委員がその属する団体又は機関の関係者でなくなったときは、委員を辞したものとみなし、新たにその団体又は機関の関係者を委員に委嘱するものとする。ただし、後任者が就任するまで在任するものとする。また、前任者が前条の市民の委員等として在任することを妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
常任委員	若干名
監査委員	2名

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

ただし、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。

3 常任委員及び監査委員は、総会の同意を得て会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

3 常任委員は、協議会の運営について事務を処理するとともに専門委員会を代表する。

4 監査委員は、協議会の事業及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(会議の種類)

第8条 会議は、次のとおりとする。

総 会
常任委員会
専門委員会

- 2 総会は、必要に応じて開催し、協議会が行う事業の基本方針の策定及び総合的企画を行う。
- 3 常任委員会は、役員で構成し、必要に応じて開催し、総会の付議事項及び緊急案件の審議、専門委員会間の調整並びに協議結果による運動の推進にあたる。
- 4 専門委員会は、協議会の事業を円滑かつ効果的に推進を図るため、特定の事項について具体的な企画並びに実施にあたる。
- 5 専門委員会は、次のとおりとする。
 - (1) 広報委員会
 - (2) 選挙時啓発委員会
 - (3) 講演会実施委員会
- 6 委員は、会長及び副会長を除き、いずれかの専門委員会に所属するものとする。
(会議の運営)

第9条 会議は、会長（専門委員会にあつては、担当常任委員に読み替える。以下同じ。）が招集する。

- 2 会議の議長は、会長があたる。ただし、会長に事故があるときは、副会長又は会長の指名したものをもってこれに充てる。
- 3 会長及び副会長は専門委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 会議は、必要に応じて、事業推進に関係する者を出席させ、意見を述べるができる。
- 5 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
(辞職)

第10条 会長が辞職しようとするときは、あらかじめ副会長に届け出るものとする。

- 2 会長以外が辞職しようとするときは、あらかじめ会長に届け出るものとする。
- 3 役員又は委員が公職の候補者となり、又は選挙運動若しくは政治活動をしようとするときは、辞職しなければならない。
(顧問)

第11条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この運動に関して学識経験のある者を、総会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席し意見を述べるができる。
(庶務)

第12条 協議会の庶務は、芦屋市選挙管理委員会事務局において行う。

(経費)

第13条 協議会に必要な経費は、芦屋市選挙管理委員会のもつ予算及びその他の収入をもってこれに充てる。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は、総会に

において定める。

- 2 この規約の改正は、芦屋市選挙管理委員会の同意を得て総会で決する。

附 則

- 1 この規約は、昭和40年6月5日から施行する。ただし、この規約の施行の際、現に委嘱された委員の任期は、従前の例により在職するものとする。
- 2 昭和32年5月4日芦屋市公明選挙協議会規約は、廃止する。

附 則

この規約は、昭和42年8月28日から施行する。

附 則

この規約は、昭和47年6月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和48年10月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年10月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年6月3日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成2年5月24日から施行する。
- 2 この規約による改正前に委嘱された委員の任期については、従前どおりとする。ただし、任期満了が平成4年3月31日以降の委員の任期については、平成4年3月31日までとする。
- 3 この規約による改正後はじめて委嘱される委員の任期については、平成4年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成8年8月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月15日から施行する。